

○勝山市農地活用支援事業(園芸作物等生産支援事業)補助金交付要綱

令和2年4月1日

告示第8号

改正 令和3年3月31日告示第150号

令和5年3月31日告示第163号

令和7年3月31日告示第110号

(趣旨)

第1条 この要綱は、勝ため補助金を交付することについて、勝山市補助金等交付規則(昭和47年勝山市規則第12号。以下「規則」という。)に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この事業において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 農業生産組織 農事組合法人、合同会社、合名会社、合資会社若しくは株式会社の農地所有適格法人又は集落営農組織をいう。
- (2) 生産者グループ 5戸以上の小規模農家で構成され、機械の共同利用を行い、かつ、規約等を定めている団体をいう。
- (3) 認定農業者等 認定農業者、認定新規就農者、人・農地プランで地域の中心経営体として定めた個人農業者をいう。
- (4) 農業者 前3号に定めた者を除く農業者をいう。
- (5) 園芸作物等 ソバ、里芋、ネギ、勝山水菜、菊、ミディトマト、ナス又はエゴマをいう。

(補助対象事業者)

第3条 この事業の補助対象事業者は、市内に住所又は事業所を有し販売目的を持って園芸作物等を栽培する農業者、農業生産組織、生産者グループ又は認定農業者等(以下これらを「事業者」という。)であり、原則として、過去に勝山市水田利用合理化事業実施要綱(平成9年勝山

市告示第6号。令和2年3月31日廃止)の勝山市特産作物生産拡大支援事業の補助を受けていないものとする。ただし、事業目標を達成している場合は、この限りでない。

(補助金の交付)

第4条 市長は、次の要件を満たす事業者であって、別表第1に定める対象作物を一定規模以上作付し、出荷販売するもの(無人販売等を除く。)に対して補助金を交付する。

- (1) 事業者は、園芸作物等の作付面積を事業実施年度を含む3年度以内に、別表第1に定める面積以上、かつ、事業実施前年度の1.3倍以上に拡大することを経営改善目標としていること。ただし、農業者以外の事業者であって、事業実施前年度に別表第1に定める面積の2倍以上の作付面積がある場合は、事業実施前年度の1.1倍以上に拡大する(特産作物以外は面積拡大要件なし)ことを経営改善目標としていること。
- (2) 前項の規定にかかわらず、中山間地域等直接支払交付金等交付規則(平成12年4月1日付け12構改B第392号農林水産事務次官依命通知)及び中山間地域等直接支払交付金等交付要領(平成12年4月1日付け12構改B第38号農林水産事務次官依命通知)に基づき、集落協定又は個別協定に規定する農業生産活動等を行う農業者等については、前号で定めた別表第1に定める面積以上を必要としない。ただし、減価償却資産の耐用年数に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数の期間は、営農を継続するものとする。
- (3) 米の生産調整実施者であること。
- (4) 申請を行う園芸作物等については、1事業者につき1品目とする。
- (5) 当該事業を利用して導入する機械が中古機械でないこと。
- (6) 当該事業を利用して導入する機械について他の補助金を受けていないこと。

(補助対象経費)

第5条 この補助対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、申請を行った園芸作物等の栽培に使用する別表第2及び別表第3に掲げる機械の導入に必要な経費とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費が50万円までは2分の1以内、50万円を超える分については6分の1以内とし、かつ、上限を50万円とする。

ただし、当該補助金に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする事業者は、実施計画書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、補助金交付申請書(様式第2号)とともにあらかじめ市長に提出しなければならない。

- (1) 機械の見積書及びカタログ
- (2) 事業者の規約等及び構成員名簿(ただし、農業生産組織又は生産者グループの場合のみ)
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第8条 市長は、前条の申請書を受理し、その審査及び必要に応じて行う調査により補助金を交付することが適当と認めたときは、予算の範囲内で補助金の交付を決定し、規則で定める補助金等交付決定通知書により当該申請者に通知する。

(実績報告)

第9条 前条に規定する補助金の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、事業が完了したときは、速やかに次に掲げる書類を添えて、実績報告書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

- (1) 機械の導入に係る契約書、納品書、請求書及び領収書の写し
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の交付請求及び支払)

第10条 交付決定者は、この補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付請求書(様式第4号。以下「補助金交付請求書」という。)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求があった場合には、補助金の請求があった日から30日以内に請求者に支払うものとする。

(概算払)

第11条 市長は、特に必要があると認めるときは、補助金を概算払の方法により交付することができる。

2 概算払を必要とする交付決定者は、購入契約締結後、補助金交付請求書に契約書の写しを添えて市長に提出しなければならない。

(機械の導入後の措置)

第12条 市長は、この補助金により導入した機械の利用管理が、この要綱の趣旨に即して適正に行われるよう、当該交付決定者を指導するものとする。

(経営改善目標の達成状況報告)

第13条 交付決定者は、事業実施年度から起算して3年間は、経営改善目標達成状況報告書(様式第5号)にて毎年度末までに経営改善目標の達成状況を市長に報告しなければならない。

2 交付決定者は、事業実施年度から起算して3年以内に経営改善目標を達成できなかった場合は、経営改善目標を達成するまで毎年度達成状況を報告するものとする。

(補助金の決定の取消し等)

第14条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付等の全部又は一部を取り消し、又は返還を求めものとする。

(1) 規則又は補助金の交付条件に違反したとき。

(2) 事業等の施行方法が不相当と認めるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、不正の事実があると認めるとき。

(財産処分の制限)

第15条 交付決定者は、当該事業により取得し、又は効用の増加した財産について、減価償却資産の耐用年数に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数の期間内に財産処分をしようとする場合は、市長の承認を受けなければならない。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月31日告示第150号)

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行前に、第8条の規定による交付決定がなされた補助金の交付については、なお従前の例による。

附 則(令和5年3月31日告示第163号)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1(第4条関係)

対象作物	基準面積(a)	基準面積(a)
	(農業者の場合)	(農業者以外の事業者の場合)
ソバ	100a	200a
里芋	10a	30a
ネギ	10a	30a
勝山水菜	3a	10a

菊		3a	5a
ナス		3a	5a
エゴマ		30a	50a
ミディトマト		3a	3a
地域推進品目果実	面積基準なし		面積基準なし

別表第2(第5条関係)

園芸作物名	補助対象機械
ソバ	播種機、小畔立機
里芋	定植機、管理機、掘取機、マルチャー、施肥機、選別機、根切機、毛羽取機、洗浄機、動噴、クローラー運搬機、アシストスーツ
ネギ	定植機、管理機、収穫機、皮むき機、結束機、根葉切り機、包装機、播種機、ロールベアラ
勝山水菜	畝立機、包装機、管理機、播種機、アシストスーツ、ロールベアラ
菊	管理機、杭打機、動噴、選花機、電照設備、結束機、アシストスーツ、定植機、マルチャー、ロールベアラ
ナス	管理機、杭打機、動噴、選果機、梱包機、アシストスーツ、ロールベアラ
エゴマ	定植機、管理機、播種機、アシストスーツ
ミディトマト	動噴、選果機、管理機、アシストスーツ、ロールベアラ

別表第3(第5条関係)

地域推進品目、果実	いちご	管理機、動噴
	青さやいんげん	管理機、動噴

青さやえんどう	管理機、動噴
じねんじょ	管理機、動噴、収穫機
シャクヤク	管理機、動噴
スイートコーン	管理機、動噴、定植機
ばれいしょ	管理機、動噴
ピーマン(パプリカを含む)	管理機、動噴
ほうれんそう	管理機、動噴、播種機、収穫機
メロン	動噴、選果機、サブソイラ
みかん	動噴、選果機
りんご	動噴、選果機
ぶどう	動噴、選果機
なし(日本なし・西洋なし)	動噴、選果機
もも	動噴、選果機
おうとう	動噴、選果機
びわ	動噴、選果機
かき	動噴、選果機
くり	動噴、選果機
うめ	動噴、選果機
キウイフルーツ	動噴、選果機

	すもも	動噴、選果機
	パイナップル	動噴、選果機